

平成二十六年政令第二百三十五号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、一・五とする。

附 則

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

附 則（平成二十八年一〇月二二日政令第三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。